

平成28年第15回教育委員会議事録

平成28年9月28日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成28年9月28日（水）午後2時00分～午後3時20分

場 所

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子
委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 学 校 整 備 大 竹 直 樹
担 当 部 長
生涯学習スポーツ 齋 木 雅 之 中 央 図 書 館 長 森 仁 司
担 当 部 長
庶 務 課 長 岡 本 勝 実 教 育 人 事 企 画 課 長 藤 江 敏 郎
特別支援教育課長 伴 裕 和 学 校 支 援 課 長 朝 比 奈 愛 郎
学校整備課長 和 久 井 伸 男 生 涯 学 習 推 進 課 長 本 橋 宏 己
スポーツ振興課長 阿 出 川 潔 濟 美 教 育 セ ン タ ー 白 石 高 士
所 長
濟美教育センター 大 島 晃 濟 美 教 育 セ ン タ ー 手 塚 成 隆
統括指導主事
濟美教育センター 佐 藤 正 明 中 央 図 書 館 長 岡 本 幸 子
就学前教育担当課長
副 参 事 塩 畑 ま ど か
子どもの居場所づくり担当

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 4 名

会議に付した事件

(議案)

議案第83号 教育財産の用途廃止について

(報告事項)

- (1) 杉並第二小学校における「いじめの事実等」に関する調査報告について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (4) 「中央図書館改修を考える区民ワークショップ」の実施報告について

目次

議案

議案第83号 教育財産の用途廃止について	4
----------------------	---

報告事項

1 報告事項

(1) 杉並第二小学校における「いじめの事実等」に関する調査 報告について	5
(2) 学校運営協議会委員の任命について	21
(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	22
(4) 「中央図書館改修を考える区民ワークショップ」の実施報 告について	23

教育長 ただいまから平成28年第15回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり、議案1件、報告事項4件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。

まず、議案の審議を行いますので、事務局より上程・説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第1、議案第83号「教育財産の用途廃止について」を上程いたします。スポーツ振興課長からご説明いたします。

スポーツ振興課長 それでは、私から議案83号につきましてご説明を申し上げます。

老朽化していた妙正寺体育館につきましては、本年10月1日のリニューアルオープンに向け、平成26年10月から改築工事を進めてまいりました。また、敷地西側の道路につきましては、幅員が4メートル未満であり、建築基準法の基準に適合していないものであったことから、道路を4メートルに拡幅する工事、いわゆるセットバック工事を進めてまいりました。

体育館につきましては、先日改築工事が完了し、竣工したところでございますが、この度敷地西側道路の拡幅工事が9月末日に完了し、一般への供用が開始される運びとなったことから、当該セットバック部分について、教育財産としての用途を廃止するため、当議案を提出するものでございます。

まず敷地についてご説明させていただきますので、案内図をご参照いただきたいと思います。

所在地は清水三丁目20番12号。地番は清水三丁目310番1外1筆で、敷地全体の面積は、太枠で囲んだ部分の3,721.87平方メートルでございます。このうち用途廃止する面積は、道路として供用する斜線部分53.67

平方メートルでございます。

最後に今後の予定でございますが、用途廃止する部分につきましては、教育委員会の議決後、速やかに経理課長に引き継ぎます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それではただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、ないようですので議案の採決を行います。

議案第 83 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第 83 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で、議案の審議を終わります。

それでは引き続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番「杉並第二小学校における『いじめの事実等』に関する調査報告について」、事務局次長からご説明いたします。

事務局次長 それでは、私から杉並第二小学校における「いじめの事実等」に関する調査報告につきまして、ご報告いたします。

本件につきましては、平成 27 年度に同校で発生した「いじめの事実等」に関して、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定に基づき、区立学校においていじめの重大事態が発生した場合の調査組織として設置しております、杉並区立学校いじめ問題調査委員会が調査報告を取りまとめたものです。

資料といたしましては、A 4 判の概要の資料と、調査報告の本編となっておりますが、本日は主に A 4 判の資料によりご報告させていただきます。

資料をご参照ください。まず、1 の「いじめ行為の概要」ですが、昨年 4 月下旬頃から 7 月中旬頃にかけて、同校の 5 年生児童に対し、

同学年の4人の児童によるいじめ行為が継続的に行われました。

その内容は、平手でチョップをされたり、体を突き飛ばされるなどの暴力によるいじめのほか、「コイツいらねー」とか、「ガチでぶっ殺す」といった言葉による暴力もありました。また、1人の加害者児童、以下児童Aと呼称しますが、この児童Aにより、被害者児童の上履きが2回にわたり隠されることもございました。

さらに、7月上旬の図工の授業中には、児童Aが、被害者児童に対して、段ボールカッターを目前で振り回して「ビビってんじゃねーよ」とおどすとともに、髪をつかんで引っ張るなどの暴力をふるうという事件が発生しております。この事件が原因となり、7月中旬以降、被害者児童は学校に登校できない状態となりました。

その後、緊急的な措置として、2学期途中に、被害者児童と同じクラスであった児童Aを含む3人の加害者児童のクラス替えを行ったこと等により、被害者児童は、12月上旬から登校できるようになりましたが、3学期になり、1学期においてたび重なるいじめを受けた影響等から、再び登校できない状態となり、本年2月上旬に、やむを得ず他地区へ転居・転校するに至ったものでございます。

なお、いじめ防止対策推進法第28条では、今回のようにいじめにより相当の期間、これは年間30日が目安とされておりますが、こうした期間、学校を欠席することを余儀なくされた場合や、被害者児童の保護者から、いじめにより重大事態に至ったとの申立てがあった場合等には、これを重大事態として捉え、教育行政の執行機関である教育委員会又は学校が、その事実関係を明らかにするための調査を実施し、被害者児童及びその保護者に対して、調査報告等の情報提供を適切に行うこととされております。

本件による被害者児童の欠席日数は、昨年10月末の時点で44日、本年2月上旬の転校までの合計で87日となっており、加えて保護者からの申立てもありますので、法に基づく重大事態として、必要な調査を行ったものでございます。

次に、2の「調査委員会による調査の実施」についてですが、調査委員会では、それまでの被害者児童の保護者及びその保護者が代理人とし

て依頼した弁護士とのやり取りなどを踏まえ、本年1月から6月までの間、加害者児童、校長、副校長及び教員等に対して聞き取り調査を実施し、調査報告の作成過程で3回にわたり、被害者児童の保護者の意見・要望を受け、必要な加除修正を行いつつ、「いじめの事実等」の確認をしてまいりました。

またあわせて、昨年6月以降における学校及び教育委員会による被害者児童の保護者等への対応経過につきましても、同様に保護者とのやり取りを行い、確認・整理してきております。

次に、裏面の3「調査報告の概要」ですが、調査委員会では、調査により確認された「いじめの事実等」に加え、教育委員会としての所見、並びに学校及び教育委員会の再発防止に向けた取組をまとめてございます。

総合所見でございますが、担任は、被害者児童がたび重なる嫌がらせ等を受けていることを承知していながら、それらをいじめ行為として認識せず、管理職に適切に報告しておりませんでした。また担任は、被害者児童の保護者から複数回にわたりいじめの訴えがあったにもかかわらず、いじめの事実確認等を行っていませんでした。

さらに、校長・副校長も、昨年4月に学校として策定した「いじめ防止対策基本計画」に基づき、日常的に学校内のいじめの有無等を確認しておらず、特に、昨年7月1日の凶工の授業中に起きた暴力事件の後も、被害者児童に対して、それ以前もいじめ行為はなかったのかなど、いじめの事実確認の指示等をいたしておりませんでした。

このように、担任はもとより学校全体として、いじめに対する認識が著しく欠如していたと言わざるを得ませんし、被害者児童をいじめから組織的に守るという強い姿勢で問題解決に当たらなかつたことは、大きな問題であったと考えます。そして、教育委員会としても、一連のいじめ行為に対する認知の遅れなどから、学校に対して迅速かつ的確な指導・助言ができておりませんでした。

これらの結果、昨年4月以降の長きにわたり、被害者児童をいじめから守ることができず、被害者児童が転校を余儀なくされるに至ったことは、誠に遺憾に存じています。また、被害者児童の保護者に対しても、

速やかに一連のいじめ行為を認識できなかったことに加え、被害者児童が安心・安全に登校できる環境整備等に関して幾度も寄せられた切実かつ柔軟な要望に迅速・的確に応えられなかったこと、さらに、いじめ防止対策推進法第23条第2項に基づき、学校が実施すべき「いじめの事実の有無の確認のための措置」について迅速に実施・報告できなかったことは、学校及び教育委員会の大きな反省点でございます。

これらを踏まえ、学校及び教育委員会は、大きく8点にわたり、再発防止のための取組を行うことといたしました。1点目ですが、同校の全教職員を対象とした研修の実施です。教育委員会として、今回のいじめの事実等を共有し、いじめに対する認識を高めるための研修を本年3月に実施いたしました。

2点目は、同校の校長・副校長に対する教育委員会の指導の実施です。今回のいじめ問題に関する管理職としての対応上の課題等を踏まえ、全児童の意識や教員の対応力の向上、校内体制の整備・充実、関係機関との連携など、学校として取り組むべきいじめ防止対策について、本年3月に指導をいたしました。

3点目は、担任への指導です。教育委員会として、いじめに対する認識や対応力の向上、被害者児童及びその他の児童が相談しやすい環境づくり、また、保護者と連携した対応などについて、同じく3月に指導を行っております。

4点目は、加害者児童のうち児童Aにつきまして、学校と教育委員会が連携して、本年1月以降、心理専門職による定期的・継続的なカウンセリングのほか、生活態度の改善に向けた教育支援を実施しております。

5点目は、同校の保護者への説明会の実施です。5年生の臨時保護者会を本年3月に、また、全保護者対象の説明会を本年4月にそれぞれ実施し、今回のいじめ問題の概要及び学校としての再発防止の取組等をご説明し、理解と協力をお願いしてございます。

6点目は、同校の全学級における「いじめに関する授業」の実施です。本年6月に、いじめは絶対にしない、許さない、見逃さないという態度を育てるための公開授業を実施いたしました。

7点目は、全区立学校の校長・副校長に対する指導の実施です。今回

のいじめ問題の概要と同校における対応上の課題を踏まえた指導を本年3月から5月にかけて複数回にわたり実施しております。

最後に8点目ですが、「いじめ対応マニュアル」の抜本的な改定です。教育委員会として、今回のいじめ問題における対応上の課題等を踏まえ、本年6月にマニュアルを改定し、7月以降、教職員研修等で周知徹底を図っているところでございます。

以上が、調査報告の概要の説明であります。報告の本編には、より詳細に記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。また、この本編の30ページには調査委員会の設置要綱、31ページには委員名簿、そして32ページには調査委員会の開催経過を掲載しております。この調査報告につきましては、9月14日付で、被害者児童の保護者、また杉並区長に送付しています。

なお、いじめ防止対策推進法第30条には、報告を受けた区長は、必要があると認めるときは附属機関を設置するなどして再調査することができると規定しておりますが、区長としては、この報告を了承し、再調査は行わないとのことでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員 この件に関しましては、いじめの重大事態ということで大変大きな問題だと受けとめております。調査委員会を立ち上げてから教育委員としましても状況の説明というのを受けてまいりましたけれども、今回正式な調査報告がまとまったということで、改めてお伺いしたいと思います。

まず、昨年4月から7月にかけて、たび重なる被害者児童へのいじめがあったということですがけれども、このいじめがあったクラスの担任、あるいは学校として、どのようにその間対応していたのか、もう少し説明していただけますか。

済美教育センター所長 まず担任でございしますが、担任は昨年4月から7月までの間、被害者児童がたび重なる嫌がらせ等を受けていることに対して、ふざけ合っているものと受けとめて、いじめとは認識していなか

ったと申しております。

また担任は、昨年6月以降被害者児童の保護者から複数回にわたりいじめの訴えがあったにもかかわらず、関係者に状況を聞き取り、その内容を記録するなど、いじめの事実確認を行っておらず、いじめに対する認識が著しく欠如していたと考えております。

次に学校の校長・副校長でございますが、日常的な学校内のいじめの有無を確認することもそうですが、特に7月1日の凶工の授業中に起きた暴力事件の後、被害者児童に対するいじめ行為が継続的に行われていたのではないかなど、事実確認の指示等を担任にしております。

これらのことから、担任はもとより、学校が組織的にいじめ問題に向き合っただけでなかったことが大きな問題であったと認識しております。

對馬委員 そうすると、先ほど次長がおっしゃった再発防止に向けた取組の中の全教職員を対象とした研修を行ったということで、ここで改善に向かっていると考えてよろしいでしょうか。

済美教育センター所長 本年の3月に該当の学校の全ての教員に対し、済美教育センターが研修を行いました。その際は、法の理解も含め、こういった対応には組織的に行うことなどを、一方的な講義形式でなく、教員同士が協議をするなど、そういった方式を取りながら研修をしたところでございます。

對馬委員 もう1つ伺ってもいいでしょうか。2学期の途中でクラス替えを行ったということですが、学年の途中でクラス替えを行うのはなかなか難しかったこともあったとは思いますが、これに至る経緯とかはどのような形で、この時期、年度途中でクラス替えを行ったということについての説明をしていただけますか。

済美教育センター所長 被害者児童と加害者児童を別のクラスにするためのクラス替えについては、昨年7月以降再三にわたり、被害者児童の保護者から要望がありました。これに対して校長は、7月下旬の時点では5年生全体のクラス替えであると、そういうことを要望されたものと誤って認識をしておりまして、クラス替えは困難であると回答したと申しております。

しかし、それ以降保護者のクラス替えの要望の趣旨を理解した後につ

きましても、校長自身が学年途中のクラス替えは聞いたことがないということから、クラス替えは難しいと回答をし続けておりました。

その後8月下旬、被害者児童の保護者が代理人として依頼した弁護士を通して、いじめ被害事実書が提出されました。教育委員会としてもその内容を見た上で、校長に対し、それまでの間も指摘していたように学校としていじめの事実確認をしっかりと行うことだけでなく、クラス替えや児童Aに対する個別指導など、被害者児童と加害者児童の接点を限りなく少なくする手だてを講じるように助言してまいりました。

以後学校ではクラス替えのほか、被害者児童が安全・安心に登校できる環境を整えるための具体策として、児童Aに対する自宅等での自主学習の実施、被害者児童の学校生活を見守る通常学級支援員の配置など、検討・調整をしておりましたが、なかなかそれが迅速に行うことができず、結果としてクラス替えは12月上旬の実施となってしまいました。

こうした一連の学校としての対応は、被害者児童を速やかにいじめから守るという姿勢に欠けていたものと考えております。また、教育委員会の指導・助言も不十分であったと認識してございます。

対馬委員 クラス替えで、加害者児童をほかのクラスに振り分けたということで、受け入れた側のクラスはその後の運営はうまく、スムーズにいったのでしょうか。

済美教育センター所長 学年の担任の先生たちと、それから管理職も含めて話し合った上で、どこのクラスに配置していくかということ話を話し合っ入れて入ったものでございますので、学校全体としてサポートしていったということで、その点につきましてはうまくできたのかなと思っております。

久保田委員 調査報告書を拝見しました。調査委員会が1月から6月にかけて調査を実施して、そしてその間、被害者児童の保護者とのやり取りをしながら、本日の報告をまとめたということではありますが、具体的にはどのようなやり取りをし、本日の報告に至ったのか、もう少し説明していただければと思います。

済美教育センター所長 本日配布させていただきました調査報告書本編の、24ページをご覧いただければと思います。

この間そこに記載されておりますナンバー64、2月29日。そしてナンバー66、5月17日。そしてナンバー68、7月28日。この3回にわたり、調査報告の未定稿資料を被害者児童の保護者及び弁護士にお送りし、その都度それに対する意見・要望を受けながら、必要な修正等を図ってまいりました。

なお送付した未定稿資料は、調査報告本編の表紙の次ページに目次がありますので、その目次を見ていただきますと、2の「いじめの事実等の確認」というところから、5の「再発防止に向けた取組」、ここまでの部分をお送りして、意見・要望をいただいたところでございます。

また次に、保護者からの意見・要望の内容でございますが、本編24ページ、先ほどのページでございますが、24ページの65番に記載した申立書には、未定稿資料でまとめた「いじめの事実等」には相違及び欠落部分があるとして、かなり詳細な資料を頂戴しましたので、追加の聞き取り調査を行いました。そして、ナンバー66第2項の未定稿資料にその結果を反映して送付しております。

また、67に記載した申入書では、調査委員会による聞き取り調査で確認に至らなかったいじめの事実等が記載されないのは納得がいかない等のご意見があったことを踏まえ、本編5ページの下から6ページのところに記載されているものでございますが、いじめの事実の確認に至らなかった事項として追加して付記するなど、可能な限り意見・要望に沿った対応に努め、調査報告を今回まとめたところでございます。

こうした経過を経て今月13日、調査委員会が調査報告を取りまとめ、決裁手続を経て、14日付で被害者児童の保護者に当該調査報告をお送りし、本日の報告に至ったものでございます。

久保田委員 今のお話ですと、64、66、68で父親というのが出てきておりまして、後は基本的には弁護士を通してということですと書かれていますと思うのですが、この報告書自体について、この調査報告の内容について、被害者児童の保護者は十分理解していると捉えていいのでしょうか。

済美教育センター所長 先ほどの24ページの69、一番最後でございますが、ナンバー69をご覧くださいませでしょうか。この内容欄に記載して

おりますとおり、本年 8 月 29 日に面談をした際、弁護士から全ての主張が受け入れられていないという点で不満はあるが、教育委員会として決定した後、最終的な報告を送付してもらえれば結構であるというお話を受けております。

このように、被害者児童の保護者は先ほどお答えしたいじめの事実等の確認に至らなかった事項があることなど、不満があるとの認識を示されているところではございますが、この間調査委員会、すなわち教育委員会が当事者として自覚と責任を持って調査報告をまとめてきたことについては、一定の理解を得られたものではないかと考えているところがございます。

伊井委員 ほかの委員との重複のないようにお伺いしたいと思いますけれども、総合所見のところなのですけれども、「被害者児童の保護者に対して、速やかに一連のいじめ行為を認識できなかったことに加え、被害者児童が安心・安全に登校できる環境整備等に関して幾度も寄せられた切実かつ柔軟な要望に迅速・的確に答えられなかった」とあります。これはどのようなことを示しているのか、ご説明いただきたいと思えます。

済美教育センター所長 主として昨年 7 月以降でございますが、被害者児童の保護者から校長に対して、被害者児童が安心・安全に登校できるための環境整備として、4 人の加害児童を被害者児童と別のクラスにするためのクラス替えをして欲しいとか、児童 A の出席停止措置について、それがだめなら児童 A のみのクラス替えなど、様々な要望がありました。

このほかにも、被害者児童の学校生活を見守るための通常学級支援員の配置ですとか、児童 A に対する自宅等での自主学習の実施などが提案されています。

これらの対応について、学校が検討・調整を経て実施したのが、総じて昨年の 12 月になってしまったことは、これは被害者児童が安心して教育を受けられるようにするための措置を迅速に実施したとは言えないものであります。

学校に対して適切な指導・助言をする立場にある教育委員会も含め、真摯に反省すべきものと考えております。

伊井委員 迅速に対応できなかったということとあわせて、いじめ防止対策推進法ということで、総合所見の後にあることなのですからけれども、第23条第2項に基づき、いじめの事実の有無の確認のための処置について、迅速に実施・報告できなかったとありますが、これは具体的にどのようなことなのかご説明いただければと思います。

済美教育センター所長 同法律の第23条第2項においては、学校は、在籍児童・生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童・生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者、すなわち教育委員会に報告するものとするとして規定されております。

しかしながら今回の件では、いじめ行為の全体像が把握できなかった昨年7月中旬の時点で、校長から相談を受けました私たち済美教育センターが、7月1日の暴力事件を受け、学校としてのいじめ事実確認を行うべきと助言をしてきたところではございますが、8月下旬に被害者児童の保護者が代理人として依頼した弁護士を通して、いじめ被害事実書の提出に至るまで、いじめの事実等の確認を行わず、教育委員会にも報告がありませんでした。

学校から教育委員会への報告につきましては、結果として本調査委員会が学校と連携しながら聞き取り調査を行った後、具体的には本年2月22日付で正式な報告として提出されております。

これは極めて遅い対応であり、同法律の23条第3項及び第4項の規定に基づく、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするため、必要な措置等を的確に実施できなかった点を含め、大きな反省点であると考えております。

折井委員 今出てまいりました調査委員会ということなのですからけれども、この調査委員会の構成メンバーは何人ぐらいでどのような方でということと、あと調査報告を拝見いたしますと、弁護士だとかそういった外部の方は入っているというような記載はなかったのですけれども、そのあたりはどうなのでしょう。

庶務課長 報告書の31ページをご覧くださいませでしょうか。今回の名簿をつけさせていただいておりますが、事務局次長を委員長として、済

美教育センター所長、私庶務課長、それから済美教育センターの統括指導主事のほか、オブザーバーとして教育人事企画課長が入っております。

次に外部の委員ですが、30ページの第5条第2項になりますが、調査委員会の設置要綱では、必要があると認めたときは委員以外の出席を求め、意見を聞くことができると規定しておりますので、必要に応じて外部の専門家のご意見等を伺うことができる仕組みになっております。

その上で今回につきましては調査委員会、すなわち教育委員会が当事者としての自覚と責任を持って主体的な対応を図ることが何よりも大切であるという考えに立ちまして、被害者児童の保護者及び弁護士の意見・要望を聞きながら調査を実施したものでございます。

伊井委員 是が非でも、このようなことが再発することのないように、再発防止の取組ということで、いじめ対応マニュアルの抜本的改定については、具体的にはどのような点を見直されたのか。また改定後、見直されたいじめ対応マニュアルをどのように学校側と情報共有したりとか、先生の交代等もありますので、その辺の徹底は今後どのようにされていくのか、また現状されているのかをお聞かせいただければと思います。

済美教育センター所長 今回改定をいたしましたいじめ対応マニュアルでございますが、従前のマニュアルは平成24年度に作成されたものでございまして、その後平成25年9月に法律の施行や、昨年8月に杉並区いじめ防止対策推進基本方針の策定という、状況が変化したことに加えまして、今回の重大事態の対応も踏まえた、いじめに対する基本的な認識ですとか、いじめの未然防止や早期発見のためのポイント、発見から解決までの対応について、重大事態への対処など、これらを時系列にまとめて作成し、全ての区立学校においてこれまで以上に迅速かつ的確な対応ができるように抜本的な改定を行ったところでございます。

新たなマニュアルにつきましては、既に小中学校の校長会及び生活指導主任会等で研修を行って、徹底をしているところでございます。また本マニュアルにつきましては、教職員一人ひとりが1冊ずつ持ち、迅速に対応できるようにこれまでも研修をしておりますが、今後も機会を捉えて、定期的・継続的な研修を実施してまいります。

また、人事異動で当然ながら教員は入れ替わっていきますので、そう

いった場合につきましては1人1冊手渡して、各学校で1年に1度は最低でも研修をして、こういった対応が図られるような取組を進めているところでございます。

伊井委員 ぜひ、継続的にかかわっていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

折井委員 再発防止ということはとても大事だと思うのですが、一方で学校の中にいる方たちへの説明というのがとても大事になると思うのですが、2点まとめてお伺いしたいのですけれども、当事者、被害に遭われた児童とその保護者の方と加害者はすごくわかるのですけれども、保護者の方、その学年もそうですし、全校の保護者の説明会、先ほどご説明があったと思うのですけれども、どのようなご説明をなさったのかかいつまんで教えていただきたいのと、あとは保護者の方々からどのようなご意見・受け止めがあったかというところについてお伺いしたいのが1つと、あと生徒さんたち、同じクラスの子どももそうですし、違うクラスの子が入ってきたという、かなりイレギュラーな状況があったと思うのですけれども、その学年の子どもたちに対して、いつどの段階で説明があって、それが担任からなのか校長先生からなのかも含めて、どのような生徒さんたちへの説明があったか、その2点について教えていただけますでしょうか。

統括指導主事（手塚） 最初に、全体の保護者会のことについて説明させていただきます。

調査報告本編27ページの(5)のところにありますとおり、学校は本年3月に5年生の臨時保護者会を開きまして、また4月には全学年の保護者説明会を実施しています。

5年生の臨時保護者会では、校長から今回の重大事態の概要及び対応の経過、反省点などを踏まえ、子どもたちとともに新たなスタートラインに立って学校づくりをするために、新6年生の進級に当たり、全体クラス替えを実施する考えを伝えていきます。その際、いじめに関係のない児童までクラス替えをすることについてのご意見もいただきましたけれども、全体的にはご理解をいただいているところです。

また、全学年保護者説明会において、校長から同様の説明を行い、二

度とこのような事態に至らないよう努めて欲しいとの要望がありましたので、学校全体で組織的に対応していく考えを伝えて、保護者への理解を得たところでございます。

また、子どもたち4名のクラス替えについては、いわゆるクラス替えが実施される前に、校長から子どもたち、3学級ありましたが集めまして、きちんと説明をしました。今回の事態について深く受け止めるとともに、校長としてクラスの子どもたちを分けるけれども、新しい学級に行っても4名の子どもたちを温かく迎えてほしいというような説明を、まず校長からきちんと説明したところでございます。

對馬委員 先ほど、このいじめ対応マニュアルについて、全教職員に1部ずつ配布したと伺いましたけれども、教員だけではなく、職員にも配布されているということでしょうか。

統括指導主事（手塚） こちらですけれども、全教職員という形で、指導にかかわる者全てに対して配布をしております。

對馬委員 学校には、特に今、業者をお願いしている、例えば養護主事さんとか、給食の方とかもいらっしゃると思いますが、やはり子どもにかかわる大人たちがこれを持っているいないにかかわらず、見たことは報告するとか、同じような方向でかかわっていくことが大事だと思いますので、ぜひその辺は教員だけでなく、学校にいる大人たちみんなが、同じ方向で子どもにかかわっていただけるといいなと思います。

そしてもう1つ続いてお伺いしたいのですけれども、これだけの長きにわたっていじめを受けていたり、それに対して交渉をされた保護者の方とか、本当にすごく大変だったと思うのですけれども、この被害者の児童の方、今は元気かどうか、落ちついて生活をされているといいなと思うのですが、そのあたりを差し支えのない程度で教えていただくことはできますか。

済美教育センター所長 本件の被害者児童の現在の状況につきましては、被害者児童の保護者の強い意向もありまして、教育委員会としては転校後の様子については聞き及んでおりません。

對馬委員 わかりました。

折井委員 杉並区では、子どもたちがいじめをさせないということでサミ

ットをしたりだとか、かなり取り組んできたのだと思うのですけれども、一方で、やはり子どもは子どもで、例えば目の前でカッターを振り回されたときに、いろいろなことをきちんと先生に言うのだよとか、だめだよと言いなというのは、それは本当に子どもたちにとってみるとすごく負荷がかかったと思うのです。

そのいじめを止められなかったという、校長先生からご説明があったということですが、止められなかったということに対して申し訳なさを持っていたとか、もしくはカッターが振り回される現場は、ドラマの中ではなく現実の世界で普通あまり見ないものなので、そういったことに対して生徒さんたちは多分傷ついていると思うのです。被害児童の傷つき方とは全く比較の対象にならないとは言え、子どもたちの心は衝撃を受けたと思います。

先生たちの検証した、いじめ対応マニュアルということも非常に大事なのですが、そういう場面を見た、そして自分たちは何もできなかったという無力感というのでしょうか、そのあたりのところをよく担任の先生、または担任ではない専門の先生もそうですけれども、ぜひきめ細やかに今後も対応していただきたいと思います。

済美教育センター所長 今回のこの件につきまして一番は、被害を受けた子どもは、心に大きな傷を負ったものと思っております。同じクラスの子どもたち、それから同じ学年の子どもたち、同じ学校の子どもたちについても、なかなか担任の見えていない部分での出来事というのを見ている可能性もたくさんあります。そういった部分で、子どもたちの心を今後耕していくということは、非常に重要であると思っております。

取組としまして、全校でいじめに関する授業を本年6月に、道徳授業地区公開講座で行ったところですが、こういったことにつきましては1年に1回あればいい、2回あればいいというものでなく、日常的に担任が子どもたちに指導する、そして子どもたちも協議をしたり、お互い話し合ったりする中で、いけないことはいけないということがしっかり認識できる、そういった力もつけていかなければいけないというふうに思っています。

ともあれ今回につきましては、被害児童が非常に厳しい状況になって

しまったということは、大変遺憾なことであります。二度とこういった重大事態が出ないように、教育委員会としても取り組んでまいりたいと考えております。

久保田委員 この間、本件のほかに区立学校におけるいじめの状況はどうなっているのか、また、それらに対する対応は適切に図られているのかどうか等について教えてください。

済美教育センター所長 いじめ防止対策推進法が制定されまして、平成 25 年度以降区立学校、本区の小中学校において、嫌がらせですとか無視したりなど、そういったことも含めたいじめが認知されたケースは小中合計で毎年約 500 件ございます。

この件数につきましては、当然ながら大きなものも小さなものもございいますが、小さなものでもしっかり報告して対応していこうということで、教育委員会としては包み隠さず上げるように指導しているところでございます。いずれにおいても、各学校が組織的かつ適切な対応が図られていると考えております。

なお、今回のような重大案件につきましては、本件以外にございません。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

折井委員、お願いします。

折井委員 加害児童については現在どのような対応だとか、様子だとか、そういったところ、報告書にも幾つか言及はあったのですけれども、まとめて現在までに取ったことを教えていただけますでしょうか。

統括指導主事（手塚） 4 人の加害児童に対してなのですが、校長を通していじめ行為に対する聞き取り調査を行うとともに、それらを踏まえて、自分は一体どうすべきだったのか、これからどうしていくのかというものをみずから考えさせる一方で、心理的に孤立感や疎外感を与えることがないように、学校全体で見守りつつ指導を行っているところでございます。

特に児童 A につきましては今年の 1 月以降、心理専門職による定期的・継続的なカウンセリング等を実施しまして、生活態度の改善を図っています。

またこれらの加害児童の保護者に対しても、いじめ事実の指導の経過、家庭と連携して取り組むことなどの共通理解を図っているところがございます。

このように、学校では今後とも加害者児童等への適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

教育長 今回の調査委員会による調査を始めるときに、私は教育行政の実施機関としての教育委員会が、当事者としての自覚と責任を強く持って、いじめの事実等の確認をしっかりと行ってもらいたいという指示をしました。

ともすると、様々な情報がいろいろな解釈をされることが多いわけですが、この事件は一体どういうことでどうなったのかということ、責任を持って明らかにするということとということです。

そうした指示の下で、被害者児童の保護者及び代理人としての弁護士とのやり取りを積み重ねてきたことも含めて、必要な時間をかけて一定の確認・整理ができたのではないかと考えております。

もとより、いじめは受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を与えること。そればかりでなく、その生命あるいは身体に重大な危機を生じさせる恐れがあるものであって、我々教育に携わる者は全ていじめの問題の解決に向けて真剣に取り組んでいく必要があると、改めて自覚をしているところです。

こういった見解といいますか認識は、国も地方自治体も同じで、国としてはいじめ防止対策推進法、あるいは杉並区においては、杉並区いじめ防止対策推進基本方針を策定して、学校・保護者・地域と連携して取り組んできているところです。

いじめの問題、これを解決していくに当たって一番大事なものは、学校はいじめの被害を受けた子どもの生命・身体を徹底的に守り通す。そして、その子どもが安心して教育を受ける環境を整えていく義務があります。

しかしながら今回の件の報告によりますと、担任をはじめ学校全体として、確固たる信念の下にいじめ問題に真正面から向き合っ

たのではないかという点も少なからずあります。私はその点を大変遺憾に思います。

また、学校の取組を支援するために、適宜適切な指導・助言を行うべき教育委員会としましても、十分な対応ができなかった点は大きな反省点として受け止めなければいけないと考えます。

この場をお借りして、被害者児童及びその保護者、関係者の皆様に深くお詫びを申し上げる次第でございます。今後二度とこのような重大事態を招くことがないよう、今回の調査報告を全ての区立学校と共有して、いじめをしない、させない、許さない学校づくりを徹底して進めてまいりたいと決意しておりますことを重ねて申し上げて、私の発言といたします。

庶務課長 それでは、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして報告事項2番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明いたします。

学校支援課長 私からは、10月1日付で任命をいたします学校運営協議会委員につきましてご報告を申し上げます。

任命をいたしますのは、資料に記載のお二方でございます。東原中学校につきましては過日の教育委員会で地域運営学校に指定することを議決いただいたところでございまして、その際学識経験者の枠の委員がまだ決定されておらず、調整中ということでご報告をさせていただいたところでございます。

この間調整が進みまして、3人枠のうちのお1人ではございますけれども、学識経験者枠の方が決まりました。任命期間につきましては2年間ということになりますので、この度30年9月30日までの期間でもって任命をさせていただくということでございます。

もうお1人は和田中学校の方でございまして、校長推薦枠の方お1人がご都合によりおやめになりましたので、その補欠といたしまして任命するものでございます。任命期間につきましては、おやめになった方の残任期間ということになりますので、表記のとおり約半年の期間ということになります。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見・ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員 学識経験者の方というのは、大学の先生とか弁護士さんとかと伺っていますけれども、この東原中学校の1人お決まりになったという、こちらの方はこういった方なののでしょうか。

学校支援課長 こちらの方につきましては、NPO 法人の代表の方でございまして、教育関係の NPO 法人をやっているということと、あとはいわゆる経営者ということで、学識経験者枠での任命という形になってございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして報告事項3番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは、平成28年8月分の教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告をいたします。

8月分の合計ですが、総件数が36件でございます。内訳は、定例が33件、新規が3件。共催・後援の内訳は、共催が6件、後援が30件でございます。新規の3件でございますが、3ページをご覧ください。社会教育センター分として新規の後援で、団体名は日本福祉文化学会。事業名が「第27回日本福祉文化学会東京大会」でございます。

次は庶務課の案件でございますけれども、5ページをご覧ください。新規の後援で、団体名は公益社団法人東京青年会議所杉並区委員会。事業名が「すぎなみ地域活性化プロジェクト～見方を変えればミカタが増える～」でございます。

3件目は済美教育センターの所管で、8ページでございます。新規の後援で、公益財団法人こども教育支援財団。事業名が「第8回環境教育ポスターコンクール」でございます。

8月分の新規は、3件ございました。

以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ご

ぎすでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項 3 番につきましては以上とさせていただきます。

続きまして報告事項 4 番「『中央図書館改修を考える区民ワークショップ』の実施報告について」、中央図書館次長からご説明いたします。

中央図書館次長 私からは、「中央図書館改修を考える区民ワークショップ」の実施報告について説明させていただきます。

1 枚目の A 4 判、こちらをご覧ください。中央図書館の大規模改修に向けた区民等意見聴取の取組として、「中央図書館改修を考える区民ワークショップ」を実施したのでご報告いたします。

実施目的については記載のとおりでございます。日時及び会場、こちらは 6 月、7 月、8 月と 3 回に分けて、最初だけ中央図書館の視聴覚ホールで行いました。あとは会場の都合、広さなどの関係で、区役所で行いました。出席者については記載のとおりでございます。

5 番の「今後のスケジュール」ですけれども、平成 28 年度にこの区民等各種意見聴取内容の取りまとめ、改修基本計画の検討、29 年度改修基本計画の検討・作成ということで、30 年度改修設計という流れで進めてまいります。

2 枚目の A 4 判 1 枚の概要版をご覧ください。こちらがその後の、大きい冊子の概要版ですけれども、これは区民ワークショップの実施内容、先ほど申し上げましたとおり、3 回に分けて行ったものの内容です。初回は 6 月 25 日ですけれども、こちらに関しましては中央図書館を知るための見学会、館内見学ですね。あとは近隣の、最近の地域の図書館などの紹介を行いました。それ以降はグループワークによって、皆さんで検討していただくという形で行いました。

各回、最終的なゴールを「中央図書館の改修アイデアの詰まった『改修計画図』ができ上がっている」として設定して、それぞれ最終的なゴールに向けたブラッシュアップのための各回のゴールというものを定めて、ワークショップを行いました。

1 回目は改修のアイデアがぼんやりと浮かんでいる。2 回目が〇〇な図書館へ改修という文言を決める。第 3 回は改修計画図を完成という流れです。1 回目は先ほど申し上げたとおりなのですが、2 回目 7 月 17

日の回は模造紙に四角い附箋を貼って、皆さんに最後に発表していただきました。その内容がこの（3）に書いてあるものです。

内容については裏面にもわたってご覧いただいたとおりなのですが、多かったキーワードとして6班から一番多くいただいているのがやはり「カフェ」のこと、あとは「明るく」とか「光」とか、そういったことを書かれている班が多い。あとは、調べ学習室の関係について言及いただいているところが多いと思います。

あと第3回は、8月6日の会。こちらに関しましては模造紙大の図面です。ここに直接落とし込んで書き込んでいただく班もありますし、附箋で貼って、このスペースには何を置くというのを書いて発表していただくという流れで進めました。

10代から90歳の方まで、幅広い方々のご参加をいただきました。裏面の2番の参加者アンケートの結果をご覧ください。こちらの回答者の年代なのですが、ご覧のとおりでございます。幅広い年代からご意見を賜りました。参加してどのように感じたかというところなのですが、「おもしろかった」とお答えいただいたのが75%。左下の「参加しようと思った理由」は、「中央図書館など区立図書館に関心があった」、あと「これからの図書館のあり方に関心があった」などが多く、大変図書館に関心を持っていただけてうれしく思っております。右下、「区立図書館への興味・関心はこれで高まったか」というところで、83%の方から高まったというお返事をいただいています。

この報告の詳細については、後ほど後ろの分厚い冊子をご覧ください。私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきましてご意見・ご質問等ございますでしょうか。

對馬委員、お願いします。

對馬委員 まずワークショップの申込者49人と書いてあって、最終的な参加者が26人と、約半分しかいないようなのですが、このアンケートも参加してどのように感じたかということをおそらく残った半分の方のご意見なのかなと思うのですが、これは49人申し込んでくれたにもかかわらず、最終的に半分しか残っていないというのは、何か原因という

のはありますか。

中央図書館次長 それぞれの会にご参加いただいた方が、1回目は参加できるのだけれども2回目は無理だとか、それぞれ参加された方は違うのです。このアンケートにつきましては、最後の回にとった関係でこういうふうな人数になっております。

對馬委員 そうすると、もしかしたら1回目だけとか2回目だけで、3回目が予定として都合が悪くて来られないというよりも、おもしろくないから来なかったという人もいるかもしれないということですか。

中央図書館次長 事前に皆様ご連絡はいただいていたので、ご都合によりだと思っているのですけれども。

對馬委員 私は最初この案をいただいたときに、とてもおもしろいと思って、いわゆる3回やるということは、3回を通して参加できる方というのを募集したのかなと思っていたので、都合のいいときだけ参加していいというのは、たしか最初のチラシにはそんなことは書いていなかったような気がするので、もし1回だけでも参加していいというのであれば、そう明記しておくで最初の申込者の母体の数はもっと増えていたのではないか。3回のうち1回でも参加していいのであれば、もっと参加したい人はいたのではなかったかという感じはします。3回都合をあげなければいけないように私は感じていたので、その辺は案内の仕方がもう少しあってもよかったかなと思います。

それと、私は1回伺ったのですけれども、ワークショップには参加せずに傍聴する方がいるのだということにびっくりしたということと、それから結局結果の発表しか聞くことができない、協議しているところを一切、非常に距離を置いたところでここにずっといてくださいと。近寄らないでくださいという傍聴の仕方、2時間ぐらいずっとそこに傍聴者を置いておくというのは傍聴ではなく、あれは傍観だなと私は思いまして、ここに書かれているような一般の傍聴何人というのだと、もっとやっていることが見えてると私は読み取れます。

その傍聴の感じがこうでしたということはこの報告書のどこにも書いていないので、傍聴者は意見とかは言えないかもしれなくても、やはりワークショップでやっている内容をもっと知っていてもというか、どう

いう意見が出ているのかということをして全くできていない状態の傍聴だったので、あれはもう少し改善の余地があったと思います。もっと協力してくれる人をこれから探すのであれば、やはりその辺は改善の余地があったと感じました。

中央図書館次長 ご意見ありがとうございます。ご参加いただきありがとうございました。

確かに、最初は1回目を見ていただいて、2回目最初のゴールに行くまでのゴールを定めて、そこに対して発表をしていただく、3回目には実際の図面に落とさせていただくという流れを考えると、3回ご出席いただくのが理想的ではあったのですが、ご参加いただいている方というのが、最初は申し込みがすごく少なかった関係で、皆様からご意見をいただいて、いろいろなところにポスターやチラシなどを貼ったりして呼びかけた結果、3回は無理だけれども2回は出席できるとかそういった方を、せっかくこちらに関心を持っていただいているのに、そういう方からの参加を阻んでしまったりとか、ご意見を賜る機会を失ってしまうのはもったいないということで、1回2回であってもご参加いただけるということであればということで、途中からご参加いただければ幸いですということで申し上げました。最初からそのような感じの周知になっていれば、確かに一番よかったとは思ってございます。

あと後半の方は、実はファシリテーターからの要望もあり、こちらから外部のファシリテーターをお願いしたのですが、傍聴者の方が本当にご参加いただくのはありがたいのですが、議論の最中に後ろに立って先生のような形で見させていただくと、かっ達な議論を交わすというのに少し支障が出てくるので、なるべくご遠慮いただけないかという話が最初にあったのです。

ファシリテーターがそういうお気持ちならばということで、大変申し訳ないのですが、後ろから見ていただけたら、最後にはその席上に行って、発表の内容は見ていただくという形をお願いした次第です。

對馬委員 発表を見ていただくときも、あのときは参加者の方からの声かけでしたね。参加者の方から傍聴者の方も来てもらってもいいのではないですかという声かけをおっしゃっていて、それも私は、参加者の方は

非常に積極的に参加してくださっているのだなと思うと同時に、運営側がそこは気をつけなければいけないことなのではないかと感じたことと、傍聴席がもっと近くにあれば、その場において自然に声が聞こえてくるようなところに傍聴席を設定すればよかったのかなという感じはいたしました。

ただ、ワークショップをしたということは非常に意義があることだと思いますし、報告書もすごく立派にまとめられていると思います。ただ、この方たちのご意見は、よりよい中央図書館をつくっていくための意見のうちの1つであるということはこの参加された方々にもきちんと認識していただかないと、発表の感じだと、私たちはこういうのをつくりたいのです、こういう図面をつくりました、すごいでしょみたいな発表だったので、それがそのまま形になるわけではないということが、見ていて申し訳ないようなぐらい一生懸命やってくれていたのに、そのあたりの、そんなに一生懸命やってくれてもそのまま形にはなかなかならないのだけれどという、その難しさというのを見ていて感じました。

中央図書館長 對馬委員のご質問・ご意見に補足をさせていただきます。

今回、このワークショップは図書館としても初めての経験で、実際の運営の中ではいろいろ試行錯誤している部分があって、委員ご指摘のように少し工夫が足りなかった点もあるのかなと反省しているところでございます。

ただ今回募集に当たっては、3回を想定して全ての回にご参加いただけるという前提で応募を始めたという経緯がございます。その過程で、少しでも多くの方へということ、1回であれば、あるいは2回であれば出られるのだけれどもというような、いろいろなお話をいただいた中で柔軟に対応して、応募は49名、ほぼ50名定員に近い方の応募をいただいて、実際各回の参加ということになりますと資料記載のような状況で、延べ人数ということであれば、この最終日、二十数名を上回る数でご参加いただけたのかなと思っていますところでございます。

それから実際の運営場面での反省点としては、傍聴者の方からいろいろ、各回もう少し近いところで、ライブの様々な意見・議論の様子を見てみたい、聞きたいというお声をいただいたのですけれども、全体、班

ごとのグループの討議を深める意味では、すぐ近くで立ってご覧いただくと気になさる方もいらっしゃるという配慮もあって、ファシリテーターの方でそういった考え方で運営したという経過がございます。

ただ、次長からもお答えしたとおり、最終回などでは確かにご意見を踏まえたということでしたけれども、私の判断で、実際のグループごとの発表は、傍聴者の方もそばにいて、参加者の方と一緒に聞くという形で対応させていただきました。

いずれにしろ、初めての試みということで至らない点もあったと思うのですが、またこうしたかっ達な意見交換の場、ワークショップを行う際には、いろいろ反省点を生かして改善できればと考えているところでございます。

折井委員 私もやはり、傍聴者の方が気になって、何名と書かれて少し驚いたのですけれども、館長ですとか次長がおっしゃっているように、やはり配慮はこのような例えば委員会の席ですとか、議会ですとか、傍聴されるという状況になれて発言する場と、ワークショップのように考えながら、そして試行錯誤しながら意見を出していくという場は、少し性質が違うので、ここのあたりはワークショップをまず図書館の改修に当たってやるということで新しい試みであって、正解がないというのでしょうか、前例もないというかそういったところなので、やや難しかったのか、どちらを優先してもなかなか難しい、ワークショップの性質を考えると難しかったのかなという気はいたします。

ただ完全に排除してしまうということも、オープンにするという観点からあまり望ましくないのかなというところで、難しいところだったのかなと思いました。

1点非常にうれしかったというのでしょうか、アンケートの結果の回答者の年代というところで、数カ月前こちらでワークショップをするというご提案のときに、若者が参加してくれるといいねという話をみんなでしたと思うのですけれども、今回10代、20代で4分の1ということだったので、これは本当によかったなと思います。一方で、私と同じ40代が誰もいないというところに、大変残念に思う一方で、やはり生活環境的に参加が厳しい年代であるということはわかりつつも、少し残念か

などと思います。

對馬委員がおっしゃるように、ご提案くださったことをそのまま生かすことは確かに難しいとは思いますが、一方で感覚的なもの、こんなふうであつたらいいのにとその気持ちが設計者の方に伝わる、伝わった上でそれを形に、建築家の方がしてくれるといいかなと思います。

新しい試みだと本当に試行錯誤が多かつたとおっしゃっていただけけれども、まずはやってよかつたのかなと思ひました。

中央図書館長 どうもありがとうございます。

今回、小学校5年生から90歳の方まで非常に幅広い世代の方にご参加をいただきました。今回いただいたご意見の中には、例えば図書館にハンモックがあつて、そこで本が読めるといいというような声も出されていたとたしか記憶しておりますけれども、総じて各班の発表を聞いた私なりの受けとめ方ですけれども、資料提供中心のサービスが従来型の図書館だとすると、それだけではなく、本や人がつながり、新しい知が生まれるそういった図書館、さらには人と地域などが出会い、交流する拠点となるような図書館、さらには気持ちよく過ごせる滞在型の図書館、そういったことを求められている方が非常に多いという印象を強く持ちました。

こうした思い、アイデアというのは杉並区立図書館のサービス基本方針を25年3月にまとめましたけれども、まさにそこで掲げている望ましい、これからの図書館像のあり方と軌を一にするものではないかというふうに私は感じている次第でございます。

もちろん、いただいたご意見全てを実現ということは、法的な問題あるいは構造上の制約、あるいは予算の問題など、今後様々なハードルがございますけれども、今回いただいたご意見、さらに今後中高生のご意見などもいただくべく今取り組んでおりますので、区民意向調査などの結果、あるいは区政モニターアンケートなどの結果とあわせて、今後の計画づくり・設計・工事にできる限り反映できればと考えているところでございます。

ありがとうございました。

伊井委員 本当に試みとしては大変先進的だつたというか、よかつたので

はないかと思っています。

今後のスケジュールがそこに書いてございますけれども、この中で今回これだけ時間をかけて皆さんからご意見をいただき、また今館長がおっしゃったような思いも伝わってきたところもあるので、ぜひ今おっしゃったように生かしていただきたいということと、あとはやはり、今後どのようにこれを皆さんにお伝えしていくかという部分があると思うのです。

ですから、このスケジュールでやっていくのですけれども、途中経過としてオープンに皆さん、この参加した方も含め、傍聴の方もいらっしゃるので、興味を持ってくださっている方がたくさんいるということもアンケートでわかっていますので、どうやって広報していくのかということと、せっかくご参加いただいたので、オープンの際には何らかの形で見ていただくとか、お招きするとか、参加したらフィードバックはどのようにされるのかというようなプランの中で考えていただけたらありがたいと思います。

よろしく願いいたします。

中央図書館長 今後の参加者へのフィードバックを含めての対応でございますけれども、今回の区民ワークショップの報告を今日の教育委員会でさせていただきましたが、この後この資料については、参加者全ての方に直接郵便等でお届けする一方、図書館のホームページなどにもこの実施報告書は全文掲載し、PR周知を図る予定でございます。

その後の対応につきましては、今の委員のご指摘なども参考にしながら、できるだけ開かれた形で取り組めればと考えているところでございます。

どうもありがとうございました。

折井委員 ホームページにも掲載するというところで、ちょっとだけ気になったのですけれども、写真がふんだんに入っていて、お顔もかなり識別できるくらいのお写真が結構多いのですけれども、これは大丈夫なのでしょう。そのあたりの許可というか、問題がないかというところだけは、ぜひ注意していただきたいと思います。

中央図書館次長 ご意見を参考に、もちろんプライバシーがございましたの

で、配慮してまいりたいと考えてございます。

中央図書館長 今回ワークショップの実施に当たって、冒頭参加者の方には記録のための写真撮影については、あらかじめご了解をいただいているところでございます。

今回実施報告書の写真等の掲載・編集に当たっては、それを前提にしつつも、当然角度等、あるいはお名前のわかるようなものはマスクングするなどの加工を施しておりますけれども、今後委員のご指摘などもまた踏まえて、さらにプライバシーへの配慮という視点で内容を精査して、適切に対応してまいりたいと思っております。

庶務課長 よろしいでしょうか。

久保田委員。

久保田委員 先ほど対馬委員から、参加者への説明の仕方という話がありました。今回のワークショップの結果がこれからどのように生かされていくかということは大変興味があるところなのですが、実際に28年度、29年度の改修基本計画の検討・作成というのはどの部署でというか、どういう範囲で行われていくものなのか教えていただければと思います。

というのは、例えば学校改築の場合には必ず委員会が立ち上がります。今回の改修については、どのような組織でやっていくのか、その辺をお聞きできればと思います。

中央図書館長 私からお答えをさせていただきます。現在、改修基本計画づくりに向けて、今作業を進めているところでございますが、それは中央図書館の中に教育委員会の庶務課長などもお入りいただいた検討組織をこの春設置して、そこで検討を進めているところでございます。

ただ、今後当然基本計画案などを作成する過程では、逐次段階に応じて図書館協議会にもご説明しながら、そういった機会にいろいろご意見などをいただきながら、案をブラッシュアップして取りまとめていければと考えているところでございます。

教育長 今回の試みは、私は非常によかったと思っております。今、文部科学省の生涯学習局が行っている委員会があって、学びを通じたまちづくりということで話し合いをしているのですけれども、そこで常に議論になることは、子どもも大人も高齢者も、その地域の当事者だという

ことです。子どもは単に教育の対象や保護の対象ということだけではなく、当然これからの地域を支えていく当事者であるし、それから高齢者も、ただ年を取ったから保護の対象ということではなく、常にあらゆる人たちが地域の当事者としてどうかかわっていくかということが大事なので、キーワードは「当事者」。

そういうふうを考えていくと、そうは言っても受け皿を用意しないとなかなか当事者としてのかかわりをする事ができない。ですから今回のような試みが、いろいろな人が集まって、言ってみれば中央図書館は杉並という地域の課題ですから、その問題を話し合っ、これからどうしていこうかという、そういう検討会ができたことは、やはり自分たちの社会、自分たちの生きる地域のことに責任を持っていくという意味ではとてもよかったですと思います。

これから我々行政は、そういう取組に慣れていく必要がある。つまり、決めたことをこうしますという、いわゆるお役所のやり方と言われていたようなそういうやり方ではなく、みんなで何かをつくっていくというときに、責任を持ってかかわってもらって、当事者としての取組をしてもらう。

ただ、当然そうなれば言いたい放題でもないしやりたい放題でもない、しかるべきバランスのとれたかかわり方をしていく必要があるので、参加する人も、それからそういう場を用意する我々も、お互いにもっと慣れていくことによって、今やろうとしていることの内容が高まっていくのだらうと思うのです。

ですから、ぜひこういう試みをまた、次はどうなるかは別としても、改善をしながらいい意見を集めて、そしてそれは言いつ放しではなく、言ったらそのことについて、まさに当事者として責任を持ってかかわっていくという、そういう風土ができ上がっていくようにしていきたいと改めて思いました。

中身はとてもわくわくするもので、これを実現するととんでもないことになるという心配もありますけれども、でも、こういうものがまとまってくるということはいいいことだと思います。

ご苦労さまでした。

庶務課長 それでは、報告事項 4 番につきまして以上とさせていただきます。

以上で、本日の報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、連絡がございましたらどうぞ。

庶務課長 次回の日程でございますが、区議会の日程の都合上、10 月 12 日は休会とさせていただきます、次の定例会は 10 月 26 日水曜日、午後 2 時からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。